

共生型福祉施設推進への取り組みについて

Our Efforts to Promote Open-Access Welfare Facilities

当社では2012年度に厚生労働省の事業として「共生型福祉施設推進事業」を実施し、調査検討と手引きの作成を行ってきた。

その後も、当社の自主研究活動として、手引き作成後の課題に対応し、自治体職員や地域住民、関係する専門機関や専門職への周知、全国各地への取り組みの推進に資する活動等の広報活動について継続的な取り組みを行っている。

事業の結果として岩手、宮城、福島の3県において15施設の整備が行われ、被災地における福祉の拠点として、総合相談、地域交流事業、生活支援活動を通じて住民の拠り所がつけられつつある。この活動を広く周知し、全国に同じような考えのもとに、施設の整備や運営が行われることが望まれる。

実現への課題としては、整備・運営に関する財源確保があり、県から市町村への補助を行っている高知県の事例を参考として、他県にも広めていくとともに、厚生労働省等への働きかけも必要であると考えている。



In 2012, Mitsubishi UFJ Research and Consulting conducted a project aimed at promoting open-access welfare facilities (*kyosei-gata fukushi shisetsu*) for the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan. In this project, we conducted studies, held discussion groups, and created a handbook. Since the completion of the project, we have continued to engage in educational and informational activities as part of our voluntary research activities in order to address issues that may arise after the creation of the handbook. These activities include providing information to local government employees, local residents, and relevant specialized organizations and experts. As a result of the project, 15 facilities have been created in three prefectures: Iwate, Miyagi, and Fukushima. As welfare centers located in areas that suffered an earthquake disaster, these facilities provide a place that supports local residents, offering consultation, organizing community events, and conducting activities for supporting people's daily life. We disseminate information on such activities, hoping that more facilities will be created and operated nationwide with similar concepts. Issues associated with actually creating open-access welfare facilities include securing funds for setting them up and for operating them. The experience of Kochi Prefecture indicates that it would be effective to expand the effort to various prefectures. It is important to also solicit involvement from the Ministry of Health, Labour and Welfare along with other relevant organizations.

1 | 共生型福祉施設検討の経緯

東日本大震災において、多くの社会福祉施設が地震や津波の被害を受け、沿岸地域を中心に多くの人々が施設を利用できない状況となった。また、原子力災害において、長期の避難生活を余儀なくされ、多くの人々が地域の社会福祉施設を利用できなくなった。

復興にあたっては、仮設住宅等への移転により地域コミュニティを再構築していく必要があること、地域の再建にあたっては、土地の確保が必要となることが課題となった。

また、人口減少が進んでいる地域であり、中長期的な展望から、身近な地域で必要となる福祉やコミュニティのための機能をコンパクトにひとつの場所で担うことが必要であると考えられた。

こうした背景のもと、厚生労働省より平成24年7月31日に「被災地における共生型福祉施設の設置について」の通達が出され、具体的な取り組みを検討することとなった。これまでのような、高齢者、障がい者、子どもという担当の縦割りを排し、取り組みを行うこととなった。

当社では、厚生労働省の事業として「共生型福祉施設推進事業」を実施し、東日本大震災被災地をはじめ各地域の特性や自然・人口・社会・経済等条件に応じた共生型福祉施設の機能の整備のあり方を検討し、今後各地域で設置運営が推進されるための具体的な情報と提供のあり方を検討し提案を行った。

共生型福祉施設のあり方を検討するにあたっては、有識者等からなる検討会（座長：堀田力 公益財団法人さわ

やか福祉財団理事長）およびワーキンググループ（座長：田中きよむ 高知県立大学教授）を設置し、被災地の状況や全国における取り組み事例等を踏まえつつ、検討会3回、ワーキンググループ6回を開催し議論を行った。

また、高齢者・障がい者・子どもに対して通所や泊まりサービス、相談（アウトリーチ含む）等を包括的に提供する「共生型福祉施設」の設置を推進するため、各地の自治体や施設運営を担う社会福祉法人その他関係者向けに「整備のための手引き・マニュアル」を作成し、あわせて、事業の成果をもとに研修会を実施し情報提供を行った。

2 | 以前からの取り組み状況

高齢者、障がい者、子どもという対象を分けることなく、誰もが利用できる施設づくりが共生型福祉施設に求められている。この事業を実施する以前から、同様の取り組みはなされてきていた。

ここでは、富山型デイサービスと高知県あったかふれあいセンターの例について、整理する。

(1) 富山型デイサービス（このゆびと〜まれ）

1993年に、高齢者、障がい者、子どもを問わず、誰でも利用できるデイサービスを作ろうと、制度がない中、看護師3人で退職金を出し合って設立した。当時、措置のデイサービスでは対応していない時間帯、土日祝日等にも対応し、多様なニーズに応えていった。

1998年に富山県民間デイサービス事業が緩和され、高齢者と障がい者（児）をあわせた定員10人程度のデイサービスも補助金の対象になった。「このゆびと〜まれ」の活動にあわせて、県や市が高齢者と障がい者（児）の壁

表1 被災地における共生型福祉施設の設置について

東日本大震災の被災地の復興にあたっては、福祉サービスの提供体制の再構築（社会福祉施設の再建を含む。）や地域コミュニティの再生・活性化が喫緊の課題であると承知しています。また、社会福祉施設再建の際には土地確保が課題として挙げられています。

これらの課題に対応するためには、高齢者、障がい児者及び子どもがともに利用でき、身近な地域に必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う「共生型福祉施設」の設置を推進することが有効な方策と考えられます。

出所：厚生労働省通知（平成24年7月31日付）

を取り扱った柔軟な補助金を設立した。画期的な取り組みであり、後に「富山方式」と言われるようになる。

「誰でも必要な時に、必要なだけ利用できるサービスを」をモットーに、本人、家族、地域が喜ぶことであればと取り組んでいる。

子どもも、高齢者も、障がい者も、いろいろな人とお互いに支え合いながら、地域の中で自分らしい暮らしを見つかけられるように、小規模であたたかい、「ふつうの日常生活」を大切にしている。特徴は「一つ屋根の下」「小規模であること」「ケアの質を高く保つこと」である。

現在までに、この取り組みが県内に広がり、平成25年9月現在では95カ所であり、富山県では2021年には200カ所を目指している¹。

(2) 高知県あったかふれあいセンター

高知県は、全国に先行して人口減少と高齢化が進んでいるだけでなく、県土の多くを中山間地域が占めている。地域が担ってきた支え合いの力が弱まり、福祉サービスの必要性が大きくなっているが、中山間地域ではサービスの対象となる人数自体が少ないだけでなく、広い地域に点在する等、サービスが提供しづらい状況にある。福祉サービスの提供に関して、多種多様なニーズに応えていく必要性があった。

現行の国の制度では、サービスの分野ごとに一律の人員配置や定員基準等が決められており、これまでの公的制度の概念や仕組みを超えた、地域の支え合いを進めていく必要性が生じてきた。住み慣れた地域に必要なサービスが利用でき、安心して暮らすことのできる独自の仕組みを作ることになり、「あったかふれあいセンター」の整備が進められた。

はじめは、ふるさと雇用再生特別交付金の事業例として示された「フレキシブル支援センター」をもとに、高齢者、障がい者、子ども、子育て中の母親等、支援が必要なだれもが必要なサービスを受けることができる拠点づくりを行った。

市町村や自治会、ボランティア団体等地域の方々が主体となり、既存の施設や機能を活用しながら、高齢者・

児童の見守りや一時預かり、配食サービスや買い物代行、生活訓練や就労支援等の多機能なサービスを提供していく場をつくり、交付金を活用して、コーディネーターや生活支援員等のスタッフの person 費を賄っている。

この取り組みは、施設をつくることに傾きがちな行政の事業とは異なり、既存の施設を活用して、スタッフの person 費を賄うという点で特徴的である²。

3 | 事業における検討状況と成果

事業においては、以下のような活動を行い、「地域共生拠点づくりの手引き」を作成し、被災地の自治体、社会福祉施設等に配布するとともに、パンフレットおよび冊子をホームページに公開した³。

手引きについては、被災地の市町村や社会福祉関係事業者、専門職および地域住民等が「共生型福祉施設」(地域共生拠点)の設置運営のあり方を検討する際に必要な情報を提供することを目的として作成し、共生型福祉施設の目指すべきもの、共生型福祉施設の設置・運営について留意すべき点や具体的な取り組み事例等について整理した。

今後、被災地に限らず日本各地において「共生型福祉施設」(地域共生拠点)を設置運営する場合にも参考として活用いただくことを目的とした。

また、整備の財源として、厚生労働省の「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金」により、被災地の3県(岩手県、宮城県、福島県)における整備については、1施設あたり5,000万円の整備費が補助されることとなった。運営費については、当面の間「地域支え合い体制づくり事業」を活用できることとなった。

(1) 検討状況

① 検討委員会

有識者等からなる検討会(座長:堀田力 公益財団法人さわやか福祉財団理事長)およびワーキンググループ(座長:田中きよむ 高知県立大学社会福祉学部教授)を設置し、被災地の状況や全国における取り組み事例等を踏まえつつ、検討会3回、ワーキンググループ6回を開催

し議論を行った。

②先駆的・類似施設事例調査

高齢者、障がい者・児、子どもを対象とする共生型福祉施設（通所、宿泊）については、すでに全国各地の先駆的・類似事例がある。これらの事例から、整備上の課題と対応、利用・運営実態、運営上の課題と対応、今後の課題等について事務局にて全国19カ所の事例を調査し、整理した。

それぞれの施設がどのような事業に取り組んでいるかが一覧できるようになっているだけでなく、それぞれの事例について設置運営の経緯、運営上の留意点、利用者の状況・特徴、地域との連携および波及効果、写真や図面を含めた施設・事業概要と連絡先を記しており、先駆的な事例集として多くの関係者に活用していただいている。

③東北地域関係者調査

東北地域の関係者ニーズの把握、関連事業の人材の有するノウハウ等の把握、自治体ニーズの把握を事務局が行った。岩手県、宮城県、福島県の自治体担当所管課職員、社会福祉施設法人経営者・担当者等、合計4地域・自治体で実施した。

被災地の自治体では被災した地域の総合相談、地域交流事業、生活支援活動等に「サポートセンター」として取り組んでおり、特に仮設住宅内の住民の拠り所となっている。仮設住宅が解消し新たな場所に移転した後も、これらの機能を維持してほしいという要望があり、共生型施設の設置コンセプトとして取り入れられている。

④研修会の実施

今後の各地での共生型福祉施設整備推進のため、自治体担当部局、施設経営法人・担当者、関係専門職等向けに、整備運営、効果、留意点に関する情報を提供し、地域共生拠点の意義や効果に関する理解促進を進めた。

研修会は、岩手県釜石市、宮城県岩沼市でそれぞれ1回、合計2回開催した。

<研修会内容>

○「地域共生拠点づくりの手引き（案）」の解説、先駆的

事例の紹介

○基調講演「共生型福祉と地域づくり」 ワーキンググループ座長

○共生型福祉施設のあり方についてのパネルディスカッション

パネリスト：検討会委員およびワーキンググループ委員 3～4名

コーディネーター：ワーキンググループ座長

(2) 手引き作成後の課題

「共生型福祉施設（地域共生拠点）」とは、地域のニーズに応じて柔軟に形作られ、地域のニーズに応じて変化していくものであり、設置運営にあたっては、地域特性、地域生活問題、地域資源を総合的に把握し、住民と一緒に地域課題を掘り起こし、どのような支援や取り組みが必要かを検討し、地域から出てきたニーズに対して受け入れ対応できる地域共生の拠点づくりを目指すことが必要である。

共生型福祉施設の取り組みを進めるためには、考え方を広めるとともに、具体的な取り組みへの支援について周知を図るために、広報活動を継続することが課題であった。

具体的には、自治体職員や地域住民、関係する専門機関や専門職への周知、スタッフの育成、全国各地への取り組みの推進であった。

4 | その後の当社による自主研究活動と課題

2013年度以降は当社の自主研究活動として、手引き作成後の課題に対応し、広報活動を継続することについての取り組みを行っている。

具体的には、自治体職員や地域住民、関係する専門機関や専門職への周知、スタッフの育成、全国各地への取り組みの推進に資する活動を行った。

(1) 被災地をモデルとした地域福祉の拠点づくりプロモーション活動

2013年度には、共生型福祉施設の理念や整備方法について研修会を実施して、自治体職員や福祉施設経営者、

表2 地域共生拠点の基盤づくりのための提案

<p>1. 自治体職員や地域住民、関係機関の“共生”の視点の理解促進</p> <p>○自治体職員や地域住民、関係する専門機関や専門職において共生に対する理解を深められるよう周知が必要である。</p> <p>○「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置・運営にあたっては、自治体職員が現行制度の柔軟な運用（基準該当サービス等）が可能であることの理解促進が図られるよう周知徹底するとともに、自治体における担当窓口の明確化を図ることが必要である。</p>
<p>2. 「共生型福祉施設（地域共生拠点）」を推進するスタッフの育成</p> <p>○「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の円滑な運営を図るため、業務の中核を担う推進スタッフをそれぞれの地域において育成することが必要である。</p> <p>○推進スタッフの役割は、以下のような点が想定される。</p> <p>* 住民の抱える固有の課題及び地域住民に共有する課題の発掘</p> <p>* 地域課題解決のための地域住民や行政その他関係者との協働</p>
<p>3. 全国各地における取組の推進</p> <p>○今後、全国各地においても、多様な住民ニーズや地域課題に柔軟に対応できる「共生型福祉施設（地域共生拠点）」の設置推進が必要である。</p> <p>○その際には、都市部においては孤立や孤独死などの地域福祉課題や、中山間地域や人口減少地域においては地域産業と連携した取組など、地域の規模や特性に応じた設置運営を推進していくことが必要である。</p>
<p>4. 自立継続可能な財源確保</p> <p>○制度による補助だけではなく、住民のつながりや支え合いによって施設の運営を継続していくことが必要である。</p> <p>○全国に取り組みを広げるためにも、総合的かつ柔軟な補助金の制度化について今後検討していく必要がある。</p>

出所：「地域共生拠点づくりの手引き」三菱UFJリサーチ&コンサルティング

民間企業等へ広く周知し、事業実施成果を実行へつなげ、広報活動を行った。

岩手、宮城、福島の前被災地3県において、県および市町村職員や福祉施設経営者、地域で活動するNPO団体等を対象とした研修会を開催した。研修会においては、地域福祉の専門家による講演やパネルディスカッションと、当社からの内容説明を行った。

また、全国への取組み推進として、高知県、川崎市社会福祉協議会において、同様の研修会を実施した。

なお、『地方創生』に関する取り組みとして、厚生労働省地域福祉課生活困窮者自立支援室より、当方が取り組んできた「多世代交流・多機能型福祉拠点（地域共生拠点）」について、全市町村へ文書が配布され参考とするように紹介された。

(2) 事例の収集活動

共生型福祉施設の第1号として、2014年5月26日

に、石巻市に「共生型福祉施設はびねすぷらざ」が竣工し、以降、続々と施設整備が進んでいる。

研修会実施時にも、まだ事例がないためどのように取り組めばよいかイメージが分かりづらいという意見があり、当社にて整備事例を収集整理し、新たな情報発信を行うように調査を継続している。2016年3月現在で、岩手県4施設、宮城県7施設、福島県5施設、合計16施設が竣工しており、現地調査を進めているところである。

施設の設置・運営主体は、社会福祉法人が6施設、NPO法人が7施設、一般社団法人、有限会社、株式会社が各1施設と、多岐にわたっている。

主な対象として、障がい者・児である施設がほとんどであり、これに高齢者、児童、地域の人が広く利用する施設としての運営が行われている。実施提供サービスについては、高齢者、障がい者・児、児童の各法に規定されているものを基本として、各施設によって独自事業を提供

研修会の様子（高知会場）

◆研修会開催の様子



＜当社、山本主任研究員が「地域共生拠点づくりの手引き」を用いて、参加者に対してポイントを解説。参加者はメモを取りながら熱心に聞き入っていた。＞



＜「地域共生拠点づくり推進協議会」の代表を務めて頂いている田中きよむ教授より、「共生型福祉と地域づくり」の題目で、高知県内から全国に至るまでの先進的な取り組みを紹介。また、本事業実施のきっかけとなった被災地の現状も紹介された。＞



＜パネルディスカッションでは、高知県内で、先駆的に地域共生拠点づくりの活動に取り組まれている組織の中心人物の方々にご登壇頂き、活動への想い、経緯、成果、課題、今後の展望等を述べて頂いた。＞



＜参加者の中には、パネラーの皆さんと一緒に活動をされている方も多数、お越しい頂いており、田中教授からのお願いにより、急遽、活動への想いや現状を述べて頂く場面もあり、参加者との一体感のあるディスカッションとなった。＞



＜全国の地域福祉の現状に詳しい協議会メンバーでもある竹重氏からは、「高知県内の取り組みは、その人の暮らし、そして心に寄り添う原点とも言える活動が展開されており、基本的なレベルが非常に高い。全国に高知県のモデルを発信して欲しい。」と、絶賛のコメントが送られた。＞



＜会場からもパネラーに積極的に質問が寄せられ、「要支援者が保険給付の対象外となって以降の支援組織のあり方」や「ボランティア人材の確保や意識の高め方のポイント」といった内容で、会場とパネラーの間で意見交換が行われた。＞

研修会の様子（郡山・盛岡・仙台会場）

◆研修会開催の様子



＜当社、山本主任研究員が「地域共生拠点づくりの手引き」を用いて、参加者に対してポイントを解説。参加者はメモを取りながら熱心に聞き入っていた。＞



＜「地域共生拠点づくり推進協議会」の代表を務めて頂いている田中きよむ教授より、「共生型福祉と地域づくり」の題目で、高知県内から全国に至るまでの先進的な取り組みを紹介。また、本事業実施のきっかけとなった被災地の現状も紹介された。＞



＜パネルディスカッションでは、昨年度の委員にご登壇頂き、活動への想い、経緯、成果、課題、今後の展望等を述べて頂いた。＞



＜全国の福祉施設の運営支援を行っている協議会メンバーでもある加藤氏からは、宮城県における支援の事例を紹介していただきながら、共生型福祉施設への期待を述べていただいた。＞



＜障害者施設を経営されている協議会メンバーでもある河内（こうち）氏からは、他世代型交流の取組について、実践的なお話をいただいた。＞



＜会場からもパネラーに積極的に質問が寄せられ、「地元市町村との協議の方法」や「今後の施設整備や運営の進め方」といった内容で、会場とパネラーの間で意見交換が行われた。＞

表3 共生型施設の整備状況(岩手県)(2016年3月現在)

所在地	設置主体	施設名	主な対象	サービス内容
矢巾町	社会福祉法人 いちご会	地域交流型パレス 「いちご館」	○児童 ○障がい者・児 ○地域高齢者	○放課後等デイサービス(障がい児) ○学童クラブ(児童) ○生活介護センター ○障がい者生活支援事業 ○障がい者相談支援 ○高齢者登録型ボランティアセンター活動 ○高齢者有料型教室創設クラブ など
大船渡市	NPO法人 さんりく・こすもす	共生型事業所 とまり	○障がい者 ○高齢者	○高齢者デイサービス ○生活介護 ○就労継続支援B型(障がい者) ○障がい者生活介護 など
盛岡市	有限会社まごのて	まごっち	○児童 ○障がい者・児	○無認可保育所 ○障がい児(者)デイサービス ○地域在宅ケア支援 など
大槌町	NPO法人 ワーカーズコープ	地域共生ホーム ねまれや	○高齢者 ○障がい者・児 ○児童	○高齢者デイサービス ○児童発達支援センター ○放課後等デイサービス ○生活介護(障がい者) ○放課後学童クラブなど

出所：各県資料および現地調査による

表4 共生型施設の整備状況(宮城県)(2016年3月現在)

所在地	設置主体	施設名	主な対象	サービス内容
仙台市	社会福祉法人 つどいの家	ぴぼっと南光台	○高齢者 ○障がい者・児	○レスパイト事業(障がい者・児) ○地域交流スペース(高齢者介護予防、喫茶サロン等) など
仙台市	社会福祉法人 なのはな会	なのはなサポートセ ンター	○障がい者・児	○レスパイト事業(障がい児・者) ○短期入所(障がい者) ○相談支援事業(障がい児・者) ○地域交流スペース(子供向けおもちゃ図書館、高齢 者を対象とした健康づくり教室等) など
仙台市	NPO法人 ワーカーズコープ	みんなのおうち 太白だんだん	○高齢者 ○障がい者・児 ○児童 ○地域の人々	○高齢者デイサービス ○就労継続支援B型(障がい者) ○放課後等デイサービス(障がい児) ○学童保育(児童) ○小規模保育事業(児童) ○地域交流(カフェだんだん、だんだんマルシェ) など
気仙沼市	NPO法人 ワーカーズコープ	すろーらいふ	○高齢者 ○障がい者・児	○高齢者デイサービス ○障がい者デイサービス ○放課後等デイサービス(障がい児) ○地域交流 など
石巻市	社会福祉法人 夢みの里	共生型福祉施設 はびねすプラザ	○高齢者 ○障がい者・児 ○児童	○高齢者デイサービス ○障がい者デイサービス ○日中一時支援サービス ○地域交流サロン など
大崎市	株式会社 アーバンディレクト	緑のそよ風2号館	○高齢者 ○児童	○高齢者デイサービス ○学童保育 ○談話室 など
石巻市	NPO法人輝くなかま チャレンジド	共生型福祉施設 織音(おりおん)	○障がい者	○就労継続支援B型(障がい者) ○地域活動支援センター ○地域交流スペース など

出所：各県資料および現地調査による

表5 共生型施設の整備状況(福島県)(2016年3月現在)

所在地	設置主体	施設名	主な対象	サービス内容
相馬市	一般社団法人 ひまわりの家	共生型福祉施設 どんぐり	○障がい者・児 ○高齢者	○障がい者生活介護 ○放課後等デイサービス(障がい児) ○高齢者デイサービス
西郷村	社会福祉法人 牧人会	白河まきびとセン ター	○障がい者・児 ○児童	○児童発達支援センター ○小規模保育事業(B型)
いわき市	社会福祉法人 愛篤福祉会	静修苑	○障がい者 ○高齢者	○小規模多機能型居宅介護 ○基準該当生活介護 ○基準該当短期入所
湯川村	NPO法人 杜のくまさん	杜のくまさんin ゆがわ	○障がい者・児 ○高齢者	○児童発達支援センター ○放課後等デイサービス(障がい児) ○生活介護 ○宿泊サービス
伊達市	NPO法人 ボネール	ボネール	○障がい者 ○地域の人々	○就労継続支援B型(障がい者) ○日中一時支援サービス ○地域交流(カフェ&レストラン「raku-raku」)

出所：各県資料および現地調査による

する形をとっている。

(3) 課題

共生型福祉施設の取り組みを広げていくための課題としては、以下の点をあげることができる。

①被災地における整備・運営予算の減少

整備に関する予算措置が1ヵ年限りであったため、被災した3県においても、今後の整備に対する補助ができない状況になっている。そのため、これから整備を希望する団体に対して、新たな支援が難しい状況にある。

運営予算についても、既存の制度を活用している場合はよいが、それ以外の自主活動に対する運営予算の確保が難しい状況にある。現状、活用できる補助金についても復興の進み具合でいつまで続けることができるかが課題である。

②全国への広がりを進める財源の不足

岩手県、宮城県、福島県の3県以外では、整備・運営に関する特別な補助がなく、「地域共生拠点づくり」の考えに賛同したとしても、既存制度の活用に頼らなくてはならず、整備にあたって再び縦割りになってしまうことが懸念される。

さきに紹介した高知県の「あったかふれあいセンター」については、施設整備に関しては「平成28年度高知県あったかふれあいセンター施設整備事業費補助金」とし

て、県から市町村への補助を行っている。

運営費に関しては、市町村の負担分の一部に過疎債を充当することにより、市町村の負担を低くしている。ただし、過疎地域ではない市町村については、対象とならないため、全市町村で適用できないという課題がある。

(4) 今後の展望

共生型福祉施設の考え方を広め、具体的な取り組みへの支援を進めていくためには、以下の点についての継続的な取り組みが必要であると考えている。

①人口減少社会に対応した取り組みとしての情報発信

近年は人口減少傾向が続いており、高齢化が進展してくると、それぞれのサービスの対象となる人数自体が少なくなり、サービスが提供しづらい状況が加速することとなる。多種多様なニーズに応えていくための福祉サービスを担う拠点、地域住民の活動拠点は、今後一層必要となってくる。ただし、これまでのような、縦割りによる施設整備を続けると、整備・運営の財源を確保することが難しいと考えられる。

そのため、これまでの取り組み事例を発信していくことで、時代に合ったサービス提供が実現できることを広く知らせていくことが考えられる。

当社としても、事例収集活動を続けるとともに成果を公表し、共生型の取り組みを発信していく取り組みを進

めていきたい。

②施設整備・運営に関するワンストップ窓口等の整備

このような多種多様のサービスを1ヵ所で行うための事業者としては、福祉関係の法規や支援制度の所轄が縦割りになっていることから、多くの窓口との調整を余儀なくされることとなる。

そこで、国や自治体といった行政側の相談窓口を一本

化し、新たな福祉サービスの提供について総合的に相談にのることができるような、地域に根差した福祉施設の整備・運営を行いやすい環境づくりが必要であると考えられる。モデルケースをつくり、その運用実績から、全国へ広げていくことについて、これまでに共生型福祉施設の検討にかかわってきた関係者等と連携し自治体や厚生労働省に働きかける等の活動にも取り組みたい。

【注】

¹ 本事例については、「地域共生拠点づくりの手引き」三菱UFJリサーチ&コンサルティングp.38～39に掲載している。

地域共生拠点づくりの手引き

http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf

² この事業を活用した事例のうち、「し～さいど鎌倉（高知市）」「とんからりんの家（土佐町）」「北川村あったかふれあいセンター」については、「地域共生拠点づくりの手引き」三菱UFJリサーチ&コンサルティングp.50～53およびp.56～57に掲載している。

地域共生拠点づくりの手引き

http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf

³ 共生型福祉施設の設置運営支援事業

http://www.murc.jp/thinktank/rc/public_report/public_report_detail/koukai_130424

地域共生拠点づくりの手引き

http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf